

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）附則第５条第１項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和８年８月７日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- １ 大規模小売店舗の名称及び所在地
デイリーポート新鮮館気仙沼店
気仙沼市四反田１５６番地
- ２ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社マルニ 代表取締役 小野 文也
気仙沼市東新城三丁目５番地２

３ 変更しようとする事項

（１）大規模小売店舗内の店舗面積の合計

【変更前】 １，６９０．９２㎡

【変更後】 ２，００９．１３㎡

（２）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

【変更前】

位 置	収容台数
駐車場	９９台

【変更後】

位 置	収容台数
駐車場	９７台

② 駐輪場の位置及び収容台数

【変更前】

位 置	収容台数
駐輪場	0 台

【変更後】

位 置	収容台数
駐輪場	1 9 台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

【変更前】

位 置	面 積
荷さばき施設①	6 2 . 2 5 m ²

【変更後】

位 置	面 積
荷さばき施設①	6 2 . 2 5 m ²
荷さばき施設②	7 0 . 2 0 m ²
計	1 3 2 . 4 5 m ²

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

【変更前】

位 置	容 量
廃棄物保管施設①	2 3 . 8 7 m ³

【変更後】

位 置	施設面積
廃棄物保管施設①	2 3 . 8 7 m ³
廃棄物保管施設②	1 9 . 1 2 m ³
計	4 2 . 9 9 m ³

(3) 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

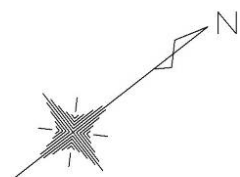
【変更前】

位 置	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	午前 6 時 0 0 分 ～ 午後 1 0 時 0 0 分

【変更後】

位 置	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	午前 6 時 0 0 分 ～ 午後 1 0 時 0 0 分
荷さばき施設②	午前 6 時 0 0 分 ～ 午後 1 0 時 0 0 分

- 4 変更する年月日
令和 9 年 3 月 1 0 日
- 5 届出年月日
令和 8 年 7 月 9 日
- 6 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、気仙沼地方県政情報コーナー及び気仙沼市役所
- 7 縦覧期間
令和 8 年 8 月 7 日から令和 8 年 1 2 月 7 日まで（ただし、閉庁日を除く。）
- 8 意見書提出先
仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号
宮城県経済商工観光部商工金融課
- 9 意見書提出に関する注意事項
縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第 1 6 号）及び意見書様式を参考のこと。



添付図 3
配置図

